

平成27年3月議会 八尾春雄一般質問

(議長)最後の質問者でございます。八尾君の発言を許します。12番、八尾君！

(八尾議員)12番、八尾春雄です。先ほどは黙祷をささげましたが、少し雰囲気を変えます。3月14日は何の日。ホワイトデーが浮かぶあなたは誰を思い浮かべておられるでしょうか。この日は、実は北陸新幹線が長野から金沢に延伸される日でございます。マスコミはこぞって報道しております。富山県の県の一般会計予算は、年間5,500億円でございますけれども、新幹線の地元負担金は累計で4,000億円でございます。県財政に大きな負担となるばかりか、在来線の本数カットが進みまして、あわせて27%もの料金の値上げをもたらしており、地元の生活には非常に大きな影響が出ている。ふだんの暮らしをもっと大事にする政治を求めたいと思います。私が帰省するときには、今は車でございますが、サンダーバードで帰ろうと思ったら、前でしたら京都から富山まで3時間で帰れたんですが、金沢までしか行ってくれませんので、その後どうしようかと、新幹線に乗れと言うのかというので、頭をひねっているところです。余計なことを申し上げました。

それでは、質問に入ります。

役場職員の休日出勤、所定外労働等の対応について、その後どのように改善したのか。

昨年12月議会において、休日出勤及び所定外労働時間の管理の実態を明らかにすることを求め、法令違反が認められるので改善を要望いたしております。

①平成25年1月1日から平成26年12月31日までの期間中に、振替休日の指定は何日あったのか。これは働く人の債権として過去2年前までさかのぼることができるという規定に基づく質問でございます。

②このうち振りかえができたことが確認できたのは、何日か。確認ができなかった日の賃金の積算はいつどのように行うのか。

③振替休日の取得は2カ月以内でなければ執行扱いの基準はいつ廃止したのか。職員への周知はどのようにしたのか。

④出勤簿に押印して出勤確認を行うシステムはこの際見直し、タイムカードによる時間管理に移行することを検討してはどうか。例えば所定外労働時間の計算最低単位は1分であることが法律で定められております。

2、中学校給食の準備進捗状況について。

充実したよい給食を実行するなら自校・直営方式が最適であり、香芝市との共同給食センター方式は速やかに見直すべきである。

①12月18日全員協議会で配付された資料には、総事業費として14億2,500万円と記載されている。このうち6,000万円が設計費用で今後必要な建築費は13億6,500万円と理解して1月15日、議員は臨時議会に臨んだものでございます。ここで採決が行われました。しかし平成27年度重点課題明細では、1億7,325万円超過の15億3,825万円となっております。議員の判断を誤らせる手法は認められません。この上、配送費用を加算することになれば、経費

比較も再度実行して検討し直すことが必要ではないか。

②貸借を予定していたが、首長間協議の結果、使用貸借に変更したいとの意向(2月27日議会運営委員会における町長発言)に驚いています。1月15日議決した広陵町香芝市共同学校給食センター協議会において決定した正規の決定であるのか。それとも両首長による任意協議の結果であるのか、明示をしてください。

③調理現場の作業について栄養教員はどのようにして指導、指揮、監督に当たるのか。逆に調理現場から栄養教員にどのように指示を受けるのか。

④広陵町食育推進計画(案)が配付されております。中学校給食における食育推進体制は、どのように計画しているのか。栄養教員、栄養職員、担任教員、生徒指導、保健指導と調理現場との関係はどのようになるのか。

⑤3年期限つき雇用の支援スタッフ問題を解決するためには、町直営ではなく民間委託で解決すべきだとの趣旨の発言が中学校給食運営委員会で行われました。委託に当たって受託事業団体には3年の期限つき雇用はするなどの依頼をするのかどうか。

3、自衛隊入隊者を特別扱いした激励会の中止を求める。

2月18日、町長応接室において、表記の激励会が開催されたのは事実か。就職、進学、自営業継承など若者が新たな生活を始めようという重要な時期に全員にお祝いのメッセージを送るのならともかく、こうした特別扱いはやめるべきである。

①町長はどのような立場で、どのような言葉で激励したのか。

②日本国憲法99条には、「天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負う」と定められている。このことを説明したのかどうか。ちなみに自治体キャラバンへの回答75で、「日本国憲法の遵守は、全ての国民が守ることは当然のことである」というふうに書かれてあるが、これは間違いではありませんか。

③12月議会で9条があるから戦争が起こってこなかったというのは、そのとおりだというふうには思います。山村町長の答弁がございました。このことはこの対象の方に説明をされたのかどうか。

4、NPO法人の町行政への協力関係について。

世の中が複雑になる中でNPO法人の活動に注目が集まっております。現在町内に本部を置くNPO法人は12法人を数えます。

①行政の立場から、これらNPO法人と協議連携して住民の細やかな要望に応える活動は進めているのか。今後はどうするのか。

②これらNPO法人の管轄は奈良県にあります。県と町とのネットワークを志向するならその活動を正確に把握しておくことが前提になると考えますが、どのように取り組むおつもりでしょうか。

以上、4点質問をさせていただきました。よろしく願いを申し上げます。

(議長)それでは、ただいまの質問に対しまして、答弁をお願いします。山村町長！

(山村町長)八尾議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

まず一つ目の役場職員の休日出勤・所定外労働等の対応についての御質問でございます。

御質問の平成 25 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの期間における振替休日の指定は、延べ 1,344 回あり、このうち振りかえが行われたのは 951 回、うち管理職が 828 回のうち 554 回、係長以下が 516 回のうち 397 回であります。振りかえができなかった日の精算につきましては行っておりません。

休日勤務に係る代休日につきましては、以前から職員に対し休日を起算日とする 8 週間後の日を過ぎると指定できなくなることを繰り返し周知しているところであります。しかしながら、昨年 12 月議会においても御説明したとおり、イベント・行事の開催が土日に集中することや人員削減などの影響もあり、特に管理職員につきましては、代休日を指定するものの管理職という職責や日々の業務の都合により、8 週間の間に代休日の指定ができなくなってしまうケースも見受けられます。職員の休日を確保し、勤務時間の縮減と健康・福祉を充足させるという面からも今後も代休日の指定率を引き上げていくための取り組みを全庁的に進めてまいりたいと思っております。

なお、この代休日の指定の期間につきましては、国家公務員において人事院規則等により勤務を命じた休日を起算日として 8 週間後の日までとされていることから多くの市町村においても規則等により同様の取り扱いがなされているものであります。

タイムカードによる時間管理につきましては、職員各自のパソコンから出勤簿及び時間外勤務等の管理が行えるよう、現在システム整備を行っているところであります。昨年 7 月から北葛城郡 4 町と葛城市をあわせた 5 市町により人事給与システムを共同運用しており、平成 29 年 4 月からの導入を予定しております。

2 番目は教育長がお答え申し上げます。

3 番目の自衛隊入隊者を特別扱いした激励会の中止を求めるという御質問でございます。

自衛隊入隊者への激励についてでございますが、自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国民の安全を保つことを主たる任務とし、災害時の救援活動や復旧活動、また、国際平和協力活動などの重要な使命を担っておりますことから、特に災害などから住民の生命と財産を守る立場にある自治体の長として、多方面にわたる自衛隊の活動を支える自衛官として立派に成長され、万一災害が発生したときは、東日本大震災における自衛隊員の活動のように活躍いただきたいと激励させていただきました。

日本国憲法第 99 条には「天皇は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と定められております。このことを説明したかとの御質問でございますが、激励会の場合の説明はいたしておりませんが、自衛隊員は国家公務員であり憲法を遵守すべき立場であります。自治体キャラバンへの回答は、日本国憲法第 98 条には、「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しない」とあり、我が国の法律が制定されており、全ての国民が遵守しなければならないと理解いたしておりますということを回答させていただいたものであります。

三つ目の御質問の件でございますが、激励会では説明しておりません。

4つ目のNPO法人の町行政への協力関係についてでございます。

県においては、平成22年に奈良県協働推進指針が制定されました。この指針は、自治会やNPO・ボランティア団体、行政などがお互いに対等な立場で連携・協力して、地域の課題に取り組み、暮らしやすい地域づくりを進めることを目的とされています。

町では、大字・自治会に地域担当職員を配置して、地域課題の解決に向け連携・協力しているところですが、今後、地域包括ケアシステムの構築などに向けては、NPO法人との連携やボランティアの育成にも力を入れていく必要があります、社会福祉協議会や関係機関とも調整を図ってまいりたいと考えております。

本来行政が行う事業をNPOがその柔軟性や技術力、専門性などの特徴を發揮できるものについては委託することが有効な協働の手法と言われており、特に委託業務を企画公募することにより、NPOの持つ専門性、先駆性等の特性を生かした企画が期待できますので、広陵町としても活用すべきと考えています。

そのためには、NPO法人の活動状況を把握しておく必要があり、監督官庁である奈良県庁の協働推進課と連携してまいります。

NPO法人設立は特定非営利活動促進法に定められており、一定の要件を満たした上で知事の認証を受ける必要があります。県は、監督者としてNPO法に基づく報告、検査、勧告、取り消し等の権限があり、県内には500を超えるNPO法人が設立されています。県が運営するホームページ「ならNPOネット」においても法人の事業報告や収支についても確認することができるようになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

(議長)松井教育長！

(松井教育長)八尾議員の質問事項2、中学校給食の準備、進捗状況について御答弁申し上げます。

項目のほうは①から⑤に分かれております。

初めに①の答弁につきまして、12月18日全員協議会で配付いたしました資料の2ページで香芝市単独給食センター及び広陵町単独給食センター並びに共同給食センターの概算コスト比較表をお示しさせていただきましたが、当該比較表には工事監理委託料が含まれておりません。つきましては、平成27年度の共同給食センターの建築費は、当該比較表に示す14億2,500万円に概算工事監理委託料2,600万円を加え、平成26年度補正分の設計委託料6,000万円を差し引くと13億9,100万円となります。

また、センター方式による実施に伴い、中学校2校では配送受け渡し室と配膳室の整備が必要となり、その整備費として1億4,725万円が必要となります。

以上、合わせて15億3,825万円を計上しているものであります。

実施方法の見直しについてお尋ねですが、これまでにセンター方式での実施と中学校給食運営委員会、議会特別委員会、教育委員会において決定をいただき、町としてセンター方式

と決定し、さらに香芝市との共同中学校給食センターを進める所存であります。

次に②の答弁につきましては、笹井議員にお答えしたとおり、広陵町及び香芝市による共同中学校給食センター建設に係る検討会(副市長、副町長、両教育長、部長、局長、担当者)を平成26年11月に立ち上げ、今まで8回の検討会を実施して建設に係る種々の検討をしてまいりました。給食センター用地の取り扱い方法についても、賃貸借、売却並びに無償のいずれかにするか協議してまいりました。これまでの経過と両議会の意見を踏まえた上で、町長と市長(協議会会長、会長の職務代理)での協議により決定したものであります。

③の答弁といたしまして、町内に学校栄養職員は2名おります。この2名で5つの小学校を分担しております。調理においては、勤務校での回数が多くなり、他校での調理は少なくなりアンバランスが生じているのは事実です。担当校では、調理に入る前には必ず入念に打ち合わせをし、指示伝達や質問等は調理中にもコミュニケーションをとれる状態にあります。

このようなアンバランスを埋めるためにも献立会議等、調理従事者との打ち合わせや会議における調理作業の指導を行うことはもちろんのこと、文部科学省スポーツ・青年局学校健康教育課より示された「学校給食調理場における手洗いマニュアル」、「調理場における洗浄・消毒マニュアル・パート1」、「調理場における洗浄・消毒マニュアル・パート2」、「学校給食調理従事者研修マニュアル」、「調理場における衛生管理・調理技術マニュアル」、「学校給食施設・設備の改善事例集」などをもとに衛生関連の研修・指導を実施しております。

教育委員会といたしましても、平成20年に学校給食衛生管理基準が示され、これを遵守した学校給食の徹底を図るため、栄養職員・調理従事者の相互の意見交換など衛生管理意識の向上の場となる会議・研修に努めてまいります。

④の回答といたしまして、中学校においても、小学校同様、食育に関する指導計画を作成し、食育推進を教育課程に位置づけてまいります。生徒たちが食に関する知識や能力等を発達段階に応じて総合的に身につけることができるよう、小学校とも連携するとともに各教科と関連させながら全教育活動を通じて推進してまいります。

中学校給食の実施に向けて、各中学校の教職員や栄養士及び保護者等の構成により、アレルギー対策、学校給食物資選定、学校給食献立等を包括する(仮称)中学校給食委員会を設置し、いろいろな御意見をいただきながら体制整備を図ってまいりたいと考えております。

⑤の答弁としまして、3期限つき雇用は、事業主としての広陵町が運用している雇用期間であります。今後、給食調理業務を委託する場合、「広陵町長期継続契約をすることができる契約を定める条例」第3条の規定を適用し、5年以内の長期契約を考えています。

また、契約更新年を迎え、入札等により業者が変更する場合につきましても、先進他市町の例では、変更後の委託業者は、現在勤務している方を雇いがえし、雇用されることが多いと聞いております。このことから民間委託業者になると3年期限つき雇用問題が緩和されると考えられます。

また、「民間委託業者に依頼するのか」につきましては、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示」労働省昭和61年4月告示第37号の第2条

の1のはの(2)労働者の配置等の決定及び変更をみずから行うこと」の規定がありますので、法律に定めがある資格要件等以外の条件は、発注者側から受託社へ指定することができないこととなっておりますので、依頼することはできません。

以上、答弁とさせていただきます。

(議長)それでは、問い1に対して、2回目の質問を受けます。12番、八尾君！

(八尾議員)答弁ありがとうございました。

最初から伺ってまいります。

第1番目の役場職員の休日の問題ですが、この2年間で累計393日分、指定された休みに休んでいないということを町は把握をしておられるということでございます。職員に対してどういう指示を出したのかということがあると思うんですが、具体的に言うとかういうことなんですね。部長が部下の課長に対して、課長ちょっと、今度かぐや姫まつりが土曜日と日曜日にあるから出勤してくれるか。君が来ないと仕事にならんのだと。課長のほうは、じゃあ、かわりにいつ休みですかと、来週の木曜日と金曜日に振替休日ととってくれたらええがなと、こういう指示を出すのが普通のやり方ですね。ところが実際にかぐや姫まつりで仕事をして、その次の週の木曜日の朝になってみたら休みをとっていないきゃいかん課長が出勤をしていると。そのときは部長は、課長ちょっと、君、きょう休みと僕は指示をしたんだけど、何でそこに姿があるのかね。すぐに帰りなさいと、こういう指示をせなあかんわけですな。それをなぜしないのかということ把握しているのかどうか。これはもう課長に対して、部長のほうから仕事を与え過ぎて、消化もできないようなてんこ盛りの仕事をやっているのかもしれないし、手を抜いているのか、そこまで思いませんけれども、むちゃな仕事のさせ方をしているんじゃないかという見直しの機会になろうかと思うし、職場慣行として、例えば姿が見えているということを部長は知っているんだけど、声もかけないで、出勤簿だけ見て、課長判こついてないわと、じゃあもうきょうは休みをとったことにしたいんやなと、こういうふうにして、これを黙認すると、こういうことがありますと、だんだん家族との関係も含めて職場が壊れていくという、こういうことになっております。

ことしまた見ますけれども、町役場ですから御用納めがありますね。私、毎年御用納めの次の日に役場庁舎を訪問することにいたしております。何人出勤しているか。「あんたきょう出勤することを上司に了解をとったのか」と聞いたら、「いや、とってませんねん、私が勝手に来て片づけてますねん」と、1月1日に人事異動があるさかいに身辺整理をしておかないと追いつかんわけですな。住民の方は来られないと。来られないときに片づけないと片づけれないんだと。具体的にそういうことがあるんやったらちゃんと話をして手続をされたどうですかと私それぐらいの程度におさめていますけれども、実態はかなり深刻なのではないかと。メンタル不全が役場職員の中にもそれなりにおられるというのは、そういうむちゃな働かせ方ということもやっぱり反省の材料にせなあかんし、それから当事者である人たちが職員自身がどうしたらとれるのかということをもっと研究してもらわなあかんということがありますけれども、しかし、実際にこういう精算というか、休みをとれていないわけだから、きちんとお金で払って1回精算をするというふうに言うていただかなければこれは法律に違反するのじゃないかというふうに思いますけれど

も、その点どうでしょうか。

(議長)答弁。川口総務部長！

(川口総務部長)まず法律に触れるのじゃないかという御質問からちょっと御答弁のほうをさせていただきますと思います。

まず、振替休日につきましては、いわゆる地方公務員法第24条第5項で、いわゆる職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体との健康を失しないよう配慮しなければならないという規定がございます。そうしたことから一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第8条並びに人事院規則第6条に規定されている勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までとするという国の規定を踏まえまして条例、規則で規定しているというものであって、町独自で規定しているというものでないということをお聞きいただきたいなというように思うわけでございます。

それと同じく地方公務員法第58条第5項では、労働基準法の適用する場合における職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は人事委員会の委員、人事委員会の置かない地方公共団体は地方公共団体の長が行うということになっておりますので、町が条例で定めさせていただいたということですので、御了承いただきたいということですので、いわゆる8週間という中でとれなかったということでございますので、その分についての保障は考えていないということでございます。

それと職員に対しての周知でございますけれども、いわゆるイベントとかの場合には、必ずこの分については8週間以内にとりなさいということでの周知もさせていただいておりますし、また出勤簿のほうにもいついつの代休がありますよということも周知させていただいておりますので、その中でいわゆる指定をしておるところでございますので、私のほうからとれないのかと言っているのかというような御質問ではございますけれども、そういうのは十分職員としては自覚されているということで御了解いただきたいと思っております。

(議長)それでは、3回目の質問です。12番、八尾君！

(八尾議員)今の部長の答弁で了解をしろというふうに言われましたから了解できませんということだけお伝えをしておきます。

先日、奈良労働局へ行ってまいりまして、公務員のこういう休日の振りかえの問題についてお尋ねをいたしました。扱っているのは人事院近畿事務局というところで扱っているようですが、この休日の振りかえは労働者と同じでございますので、北葛の葛城労働基準監督署で確認をいただいたら結構ですが、あなたがおっしゃっていることは間違っていないと思っておりますということは言っておきましたので、今後詰めたらいい話だと思います。

それで、一つ気になるんですけれども、休みを指示した人間が目の前に出勤していると、指示に従わないわけですか。部長、指示に従わない職員がおったらどうしますか。君、僕の指示に従わないのはおかしいではないかと言わなあきませんやんか。黙って自覚しているって何をどう自覚していると認識しているんですか。やっぱり相互に話をして、だから、例えば今週中に私が処理しなければいかん仕事はこれだけありますと。大体これぐらいの時間がかかりま

すねんと、だからちょっと難しいと思いますということだったら、わかったと、じゃあもう一回指示を変更しようとか、いろんなやり方がありますね。隣の課にベテランの彼がいるから応援してもらおうとか、いろいろやり方があって仕事というのは回っていくわけで。全部受け持って総務課ですから、総務というのは皆という意味ですから全部やらなあかんというのを、やった人もおられるけれども、そんなむちゃなことをさせたらあかんの違いますか。やっぱり話を聞いて、よく聞いて、どういうふうに仕事をやろうと思っているのかということ相談をして、新たな指示を与えるということを職場の慣行といいますか、職場の風土にぜひしていただきたいと思うが、その点努力していただけますか、どうですか。

(議長)川口総務部長！

(川口総務部長)ただいま八尾議員のほうからおっしゃっていただいた内容についても、私もそのとおりだというふうに思っておりますので、職員のほうから今後そういう振りかえのそういうような計画といいますか、そういうようなものをきっちり出して、それに対して十分対応してまいりたいというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

(議長)それでは、次。12番、八尾君！

(八尾議員)次は、**中学校給食**のことです。

ここでは委託の問題を特に私は取り上げたいと思うのであります。

それで3年雇用の今の支援スタッフの矛盾が改善できるかのように認識をしておられた方もおいでになりましたけれども、答弁を見ましたならば、3年の雇用のそういう仕組みはやめてくれという依頼はできないと。もし、依頼をしたら、これは違法ですね。中学校給食は調理と配送については委託をするということを言っております。ですから町はこの調理と配送については責任がないと、責任をとらないと。全部受託企業に渡してしまうわけだから、それが委託の本質ですわな。そういう無責任な体制に入るんだと。町が責任をとらない、責任がない、そういう体制に入るんだと、こういう認識になろうかと思ひますけれども、それに間違いがないかどうか、お答えください。

(議長)答弁は。松井教育長！

(松井教育長)配送と調理委託は、業者のほうに委託するという形になっておりますが、業者のほうに委託しましても、この労働基準法とこの関係では最終的な責任はやっぱり町のほうにあるという形の部分がここにうたわれております。もし問題があった場合については、最終的に受託された業者のほう、請負業者のほうにも責任はありますが、やはり最終的な責任は町にかかってくるという認識をしております。

(議長)12番、八尾君！3回目の質問です。

(八尾議員)教育長は、今、非常に重要なことを言われました。さきの質問でも紹介した奈良労働局、ここで職業安定部需給調整事業室の岡田六郎室長にお尋ねをいたしましてお話を伺ってまいりました。「中学校や小学校の給食業務を業者さんに委託するに当たって、その委託契約が適正かどうかということをお役所はどちらでございますか」とお尋ねしますと、「うちでございます」というふうにお話されました。「広陵町からこの件で御相談がございま

たか」とお尋ねをしましたら、「まだ何も聞いておりません」と。相談してませんね。それで、以前に総務部らしいですけども、この仕事のさせ方について、一般的な話で申しわけなかったけれども、役場に伺って適正な対応をお願いをするということはしたというふうに言っておられたわけです。だから、以前にプールで子供が吸い込み口に引っ張られて水死したという事件がありましたね、たしか、どこかの市だったと思いますけれども。テレビを見ていましたら担当の市の幹部職員が出てきて、頭を深々と下げて、私たちの責任でございました。大変申しわけございませんというふうに言っておられたわけです。しかし、あの監視員の業務は委託したんですよ。だから厳密に言ったら市当局にそういう意味では責任がないんですね。だから責任があるとか、ないとかいうような話を教育長は広い立場で言われたんだと私思いますけれども、最終的にはやっぱり町がやる仕事について矛盾が起きないようにしなきゃいかんのではないかと。しかし、矛盾が起きないようにするために、その都度、例えば調理の現場に行ったり、配送の途中で行ったり、いろんなときに指摘をせなあかんときに、町の職員がそれをやってしまったら委託にならんわけだから、これは法律違反になりますよと。だから、言いたくても言えないという、指摘ができない、途中でやりとりができないという関係に落ちるんじゃないかと。それで本当に町が責任を果たしたということになるのかどうなのかと、ここが一番大きな問題なんです。だから委託というの物騒なんですと、自分のところでやるほうがむしろ単純明快なのだと違いますかということを生懸命私は言っているわけです。その点はおくみ取りいただきたいと思います。

それで、先日テレビを見ておりましたら、秋田県の五城目町というところで**日本一の学校給食**というので**文部科学省から褒められた**というお話が報道しておりました。日本一の給食といったらどこかで聞いたなと思ってしげしげと見ておったわけですが、そこに配属された栄養教員の先生がその学校の子供の体格、それから体力、いろんなデータを調べてみたら平均よりかなり下だったんですって。これはえらいこっちゃというので、保健の先生やら生徒指導の先生やら養護の先生やら担当やらいろいろと相談をして、どうしたらいいかと。栄養のバランスのとれたおいしい給食をみんなでやっぱり食べてもらって、それで体をしっかりしたものにしよやないかと。それから調理室は、そこは自校方式で直営なんですけれども、丸い、このガラス窓がありまして、きょうは一体何なのかと子供らがいつもこうやって見えるようにしておこうと、こういうふうなことで取り組まれて、子供たちは自主的に学級対抗のペロリンピックというのをしまして、残飯が残らないようにして取り組んだそうでございます。それで急激に、体格とか体力とかいうことが改善をされていったということで表彰をされたようでございます。テレビでこれはやっていた話ですから、後でまた見てもらったらいいです。センターにしたら見学する場所もできるから食育になりますよと、それは私否定しませんけど、年に何回行きますねん。やっぱり自校方式で毎日、あのおばちゃん近所のおばちゃんやなど。あそこでとれているあのエンジンはたしかあのおっちゃんのエンジンやなど。きょうは何が食べられるかなと、こういうので話が進んでいくんじゃないかと、こういうふう思うのがやっぱり食育の根本問題ではないのかと。だから、知識として与えるそういう教育も当然必要なんでしょうけれども、やっぱり給食というのは楽しいことだし、いいなというふう子供らが思ってもらわんといかんのじゃないかと思うんですけれど

も、そういうことがセンターで本当にできるのかどうか。この見通しについて語ってください。

(議長)松井教育長！

(松井教育長)センター方式の関係でちょっと資料はございませんが、その学校給食のフェスティバルといいますか、そういう大会があって、そこで各自信のあるその給食を出品されて、1位から順番を決めるという、そういう大会がございます。その中には自校方式もセンター方式も参加されているという中で、特にその上位のところでは何が違うかということでしたら、自校方式でしたら栄養士、栄養教諭と調理員が一体となってその辺の意思疎通といいますか、当然子供の好み、残飯で残る部分、どういうものをつくったときに残るとかいうその打ち合わせといいますか、そういう調査をかなり綿密にされているという部分がございます。センター方式につきましても、やはり栄養教諭、管理栄養士がやっぱり献立を立てる上でやっぱり子供の好み、それから献立を立てる中でやっぱり日々のその残食はどういう形で残っているかという部分もやっぱりしっかり見ていただいて、やっぱりきっちりした栄養管理士がそういう管理をしていくと。子供に好まれる献立を立てるといのがやっぱり一番重要ではないかと思います。その点、センター方式ということでございますが、やっぱりその辺の管理栄養士、町職員も1名雇っていただきます。その辺も含めて今後子供が好んで食べる、その献立という部分をしっかり作り上げていくということで頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(議長)次の質問に移ってください。12番、八尾君！

(八尾議員)教育長、そう言うけどかなり無理がありますね。

自衛隊の話に移りたいと思います。

これは以前からも言っていることなんですが、若人が新しいステージに旅立とうとするときですから、自衛隊員を特別扱いするというのはよくないのと違いますかと。自衛隊の募集業務などについては、移管事務か、基幹事務か、依頼事務ですね、委託を国のほうからされているから、それはせなあかんのでしょうけれども、この問題について、町長はこういうふうなことで激励させていただきましたと、こう書いていますけれども、実際どんな言葉で激励されたんですか。私非常に心配をしているんですよ。去年の7月1日に閣議決定で集団的自衛権の容認ということを決めましたよね。今、共産党の本部などには、自衛隊員だとか、自衛隊の家族の方から問い合わせがあるんです。私ら今までは鉄砲を磨いておけど、使うことないけれども、とにかく鉄砲を磨いて訓練だけしておいてくれというふうに言われてきたと。だからよその国まで行って、のこのこ出かけて行って鉄砲を撃つということはないやろうと。日本には憲法9条があるからそんな心配はするなと父ちゃんにも言われたから自衛隊に入りましたと。だけど今の状況になったら鉄砲を持ってよその国に行かなあかんかもしれんと、こういう不安があるという中での自衛隊の入隊の激励会になっているわけですよ。新聞報道なんかを見たら自衛隊の評価は高まっていますね、若人に対して。災害救助が非常に良かったと。町長もかなり行数の7割程度は災害救助で自衛隊が活躍したと書いてますけれども、自衛隊というのはもともとやっぱり専守防衛で、そういう機関でしょ。ところが去年の7月1日というのは、大変記念すべき日でございます、自衛隊が結成されてからちょうど60年の節目の日なんですよ、去年の7月1日は。統計に

よって、1,600名余りの方が自衛隊で殉職されているけれども、その原因というのは、訓練中の事故で亡くなった、災害救助の事故で亡くなったというのはあるけれども、戦死はゼロなんですよ。外国へ行くと自衛隊ですかと、井戸を掘りに来はったのねと、学校を建てに来てくれたんやねと、道路を直しに来てくれたんやと、決して我が国の国民と鉄砲を撃ち合うということはないから日本の観光客が来たときでも安心しておつき合いですよということがあるんだけど、今、安倍さんがやろうとしていることは、自衛隊を戦闘地域に、攻撃もされてなくても送り込むことができないかなどというような検討も始まっている最中の話だから、だから町長は憲法9条があったから日本は戦争をやってこれないできましたよという、議会答弁はしたけれども、激励会では説明しておりませんと、こういう話ですな。そりゃ説明できないでしょうね、非常に矛盾したことになるわけですから。大変苦しまれたんじゃないかと思えますけど、その思いをちょっと一言語ってもらえませんか。

(議長)答弁。山村町長！

(山村町長)9条があったから戦争が起きなかったというのも、それは当然そのとおりでありますし、やはり我が国が外交努力をして戦争に至らない国づくりを先人たちがやってきたということと、それから戦争の悲惨さをやはり語り継いできたということが戦争が起こっていない、その理由であろうと思います。

自衛隊は、私も激励会の中で集団的自衛権の問題等議論がされていると。御家族も一緒に激励会に同席をされた方もございましたので、私は逆に御家族に本人たちが自衛隊に入隊する決断をするときに、やはり悩まれたでしょうという話はさせていただきました。やはり心配はしているというふうにおっしゃっておられましたけれども、最終判断は本人の意思を尊重して入隊を決意したということでございます。

自衛隊はおっしゃるとおり専守防衛の使命を負っております。鉄砲を撃たないということは絶対ないわけでありまして。外国が万一攻めてきたら防衛のための戦争をしなければならない事態になるのが自衛隊だということは当然入隊のときに自覚されているというふうに思います。ただ、集団的自衛権、外に向けて出ていくという事態がどのようになるのか、今の国のほうでしっかり議論をしていただいております。私は平和国家であり続けてほしいというふうに思いますので、感想はそのとおりでございます。

(議長)12番、八尾君！3回目の質問です。

(八尾議員)最後の結語のところ、町長の気持ちが少しだけわかりましたから、この議場にはその法案を準備している党の方もおいでになるから、ぜひそれぞれの党で集団的自衛権の容認などということはやめよということをぜひ県だとか中央のほうに言っていただきたいと、このことは申し上げておきたいと思いますが、町長にはもう一つだけお願いしたいんです。今度の4月1日の、もうできているかもしれませんが、広報で新しい仕事や新しい学校に通われる皆さん、あるいは思いを遂げられない、もう少し時間が必要だという方も含めて若い人たちが広陵町にいるということがどんなに大事なことで、皆さんが思いを自己実現を果たして、それでいいまちにしたいと思うから、ぜひ頑張ってもらいたいという激励のメッセージを広報広陵に載せては

しいと思うんですけども、していただけますか。

(議長)山村町長！

(山村町長)不可能ではないと思いますが、4月1日号はもう到底無理だというふうに思います。機会あるごとにやはりその気持ちはみんな一緒だと思いますので、私だけでなしに、議員皆様方もそのようなメッセージを発していただきたいなと思います。いろいろな機会でも申し上げていきたいと思います。

(議長)次の質問に移ってください。12番、八尾君！

(八尾議員)それでは、憲法記念日の5月3日の直前でございます5月1日の広報で期待をしておきます。

4番目の質問でございます。NPO法人の町行政の協力についてということで、このような質問を初めてさせていただきました。

奈良県のホームページに、この答弁でもございましたけれども、それぞれの活動をしておられるNPO法人のお名前や代表者や決算や活動の目的やホームページがありまして、印刷をしましたらかなりの枚数がありますね、100枚近くになりましたけれども、あります。私、議会準備をする中で介護のことや福祉のことや障害者に対する支援のことだとか、いろいろなことを考えていると、議員各位もこのNPOの活動について理解を示されて、御自身の活動としても位置づけられておられるという方も多いし、それから町の政策の実行に当たってもNPO法人がきちんとした役割を果たすということが大事なことだというふうに主張される方も、そういう主張をされる方も本当に多いのではないかと、こういうふうに思います。

ところが見てみましたら、勘定科目ごとの残高がありますやんか、決算書。ゼロのオンパレードというNPO法人もあるんですね。目的とかしっかり書いておられるんですけども、実際の活動がないのか、資産も負債も何もないのか、よくわかりません。それから8,000万円近いような事業高を出しておられるNPO法人もございます。ですから活動の中身はまちまちであるということはおもうわかりますけれども、あくまで自主的な活動でございますので、町が声かけをするにしても決定するのはそのNPO法人がされたらいいことだと思いますけれども、町の行政の推進についても大いに力を発揮してもらいたいということを何らかの形でアピールするなり、そのためには今これ、管轄が県でございますけれども、町としてもこの町内にあるNPO法人の活動の実態がどういうものであるのかということも手のひらに乗せていただいて、よく相談していただくということが必要になっているんじゃないかと思っておりますけれども、具体的にされますか、していただけますか、どうですか。

(議長)植村企画部長！

(植村企画部長)NPO法人でございますが、今奈良県内には520ほどあるんですかね。広陵町には、今、八尾議員は12団体と言われておりますけれども、1つ解散がございまして11団体に減っております。活動内容もおっしゃるとおりゼロの決算をされているところから、かなり大きな額もございます。NPO法人の管轄は奈良県のくらし創造部協働推進課というところで監督をしております。その業務においてもその事業報告の提出であるとか、年度末ですね。事

業報告、財産目録、活動決算書等を提出するということで指導が行われております。今後も広陵町がこの地方創生に向けて広く分野にわたって活動等を御支援いただく場合には、広くということでNPOに限らずいろんなボランティア団体にも参加をいただかなければだめだというところで、このNPO法人を使うに当たってはいろんな、ならNPOネットではちょっと細分までわかりません。使用するに当たっては、県の協働推進課のほうに詳しく協議する必要があるかと考えております。

以上でございます。

(議長)12番、八尾君！

(八尾議員)最後の質問になろうかと思えます。

NPOのことで県と町との情報のやりとりということが大事になっているということが浮き彫りになったのではないかと思います。今回の3月議会の冒頭に、公害の防止のことで、これもやはり県と町との情報のやりとりというのが大事だということがあります。それから地域を歩いておきますと、大雨が降ったときなど河川が氾濫しそうだと、土砂が堆積をしていると、またあれされていませんね、高田川のね、あの問題でも河川の改修のことだとかは県の管轄でございまして、町ではないわけですね。

だからこのようにいろんな問題、我々はこの広陵町に住んでいるわけですけども、管轄は県だということでなかなか御意見を申し上げたり、情報を連絡するということが難しい場合がありますから、このNPOの問題についてもやはり町と県との情報がそれなりにやりとりがなされて、住民に対して最もよいやり方というのを大いに研究をしていただきたいし、あくまで自主的につづられている団体ですから、干渉まがいのことは、またするべきでもないだろうし、けれども交流は大いにやるべきではないのかということを指摘をして、私の質問は終わります。

(議長)答弁はよろしいですか。

(八尾議員) 結構です。

(議長) それでは、以上で、八尾君の一般質問は終了いたしました。